

都市計画大興寺地区計画

名 称		大興寺地区計画					
位 置		知多市新刀池1丁目、2丁目の各一部					
面 積		約14.2ha					
地区計画の目標		本計画は、著しく環境を害するおそれのない工場を誘致し、ゆとりのある街区の形成及び緑地の配置等により環境の保全に努め、周辺の集落・農地環境に配慮を図ることを目標とする。					
区及域の整備、開発の方針	土地利用の方針	工業の利便の増進を図りつつ、周辺環境及び景観に配慮した工業団地として、適正かつ合理的な土地利用を図る。					
	地区施設の整備の方針	工業団地開発事業により適切に道路、緑地等の公共施設を配置し、その整備を図る。					
	建築物等の整備の方針	建築物等の用途の制限、建築物の容積率及び建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限を定めることにより、地区の景観や周辺環境に配慮した工場等の立地を誘導する。					
	その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	樹林地を保全し、または緑化に努めることにより、快適でゆとりとうるおいのある工業地の環境の向上及び周辺の環境との調和を図る。					
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	種類	名 称	幅 員	延 長	配 置	
		道路	道路1号	12m	約210m	計画図表示のとおり	
		種類	名 称	面 積（※出入口部分を除いた面積とする）		配 置	
		緑地	緑地1号	約0.8ha		計画図表示のとおり	
			緑地2号	約1.0ha			
		その他	種類	名 称	幅 員	延 長	配 置
				通路1号	4m	約180m	計画図表示のとおり
				通路2号	4m	約240m	
	名 称		面 積	容 量	配 置		
	調整池1号	約1.5ha	約20,000m ³	計画図表示のとおり			

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の建築物以外は、建築してはならない。</p> <p>① 製造業（日本標準産業分類に掲げる大分類 E－製造業に属するものに限る。）を営む工場及びそれに関連する研究開発施設並びに流通業務の用に供する建築物。ただし、以下に掲げるものを除く。</p> <p>ア 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第2（ぬ）項第3号8の3、9、13及び13の2並びに（る）項第1号に掲げる事業を営む工場。</p> <p>イ 法別表第2（る）項第2号に掲げるもの</p> <p>ウ 産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項又は第5項に規定するもの）の収集、運搬又は処分の用に供するもの（工場その他の建築物で、当該建築物において生じた産業廃棄物のみの処理を扱うものを除く。）</p> <p>② 前号の建築物に附属するもの。</p>
		建築物の容積率の最高限度	10分の20
		建築物の建蔽率の最高限度	10分の6
		建築物の敷地面積の最低限度	3,000㎡
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線及び隣地境界線までの距離は4m以上とする。ただし、自転車置場、守衛室その他これらに類する用途に供し、後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が15㎡以内である建築物等を除く。</p>	
土地の利用に関する事項	緑地の保全に関する制限	<p>緑地として配置した部分の樹木については、伐採してはならない。ただし、次に掲げる行為は、この限りでない。</p> <p>ア 非常災害のため必要な応急措置としての伐採</p> <p>イ 樹木の育成、保全のために必要な通常管理としての伐採</p> <p>ウ 枯損した樹木や危険な樹木の伐採</p> <p>エ 測量、実地調査又は施設保守に支障となる樹木の伐採</p>	

「区域及び地区施設の配置は、計画図表示のとおり」

図面は地区計画指定時のものです。



「その他の場合」の境界の注記

番号	区域の境界
ア～イ	筆界
イ～ウ	道路区域西側端
ウ～エ	筆界
オ～カ	道路区域東側端
カ～キ	水路区域東側端
キ～ク	筆界
ク～ケ	水路区域東側端の延長線
ケ～コ	水路区域東側端
コ～ア	水路区域南側端

凡 例

	地区計画区域及び地区整備計画区域
	地区施設（道路）
	地区施設（緑地）
	地区施設（その他）
線 種 地区界の種類	
	字界、町界等の行政界を境界とする場合
	その他の場合

